

令和 8 年度

障がい者を対象とした
さぬき市職員募集要項 B

事務（高校卒）



【申込受付】 令和 8 年 8 月 17 日（月）～ 9 月 4 日（金）

【第 1 次試験】 令和 8 年 9 月 27 日（日）

1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び勤務内容並びに受験資格

試験区分	採用予定人員	勤務先及び勤務内容	受験資格
事務（高校卒） 障がい者対象	1名程度	<u>さぬき市の市長部局、教育委員会事務局等に勤務し、</u> 一般行政事務等に 従事します。	(1) 昭和 56 年 4 月 2 日以後に生まれた人で、高等学校を卒業した人又は令和 9 年 3 月までに卒業見込みの人（さぬき市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第 3 の学歴免許等資格区分表による基準学歴区分が「高校卒」に該当する人を含む。） ※大学、短期大学若しくは高等専門学校等を卒業した人若しくは卒業見込みの人又はこれらに相当する学歴を有すると市長が認める人も、この受験資格を有している場合は、受験することができます。 (2) 下記(3)～(5)の受験資格を全て満たす人

（上記以外の受験資格）

- (3) 令和 8 年 9 月 27 日時点で、次のアからウまでのいずれかの手帳等の交付を受けていることが確認できる人（第 1 次試験の当日までに受験資格に掲げる手帳等の写しの提出が必要です。）
- ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）
- イ 都道府県知事若しくは、政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターによる知的障害がある旨の判定書
- ウ 精神障害者保健福祉手帳
- (4) 活字印刷文による出題に対応できる人
- (5) 令和 8 年 9 月 27 日（日）に実施するさぬき市職員採用試験の他の試験区分との併願はできません。
- ※ (1) から (5) までの受験資格を全て満たさないと受験できません。
- ※ 採用予定人員は、変更する場合があります。
- ※ 受験資格の有無及び申込書記載事項の確認のため、手帳等の写し以外にも関係する証明書等の提出を求める場合があります。

2 前記以外の受験資格

前記の受験資格を有する人であっても、次のいずれかに該当する人は、受験できません。（地方公務員法第 16 条の欠格条項）

- (1) 拘禁刑（こうきんけい）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) さぬき市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験の方法及び内容

試験は、第1次及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行います。第1次及び第2次試験の成績がそれぞれ一定以下の場合は、「合格者なし」とする場合もあります。

(1) 第1次試験

第1次試験の試験種目及び試験時間は、次のとおりです。

《試験種目・試験時間》

試験区分	試験種目	試験時間
事務（高校卒） 障がい者対象	職務能力試験	1時間
	事務適性検査	20分（説明等含む）

《試験の方法》

試験科目・検査	方 法
職務能力試験	地方行政への関心と理解、論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な内容について、択一式による筆記試験を行います。 「国内外の社会情勢への理解度等」の問題では、公務部門の職員として必要な基礎知識（社会常識や義務教育の中で学んだことなど）やニュース等で報道された内容が出題されます。
事務適性検査	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面から検査します。

(2) 第2次試験

第2次試験では、作文試験、適性検査及び面接試験を行います。

試験	方 法
作文試験	文章による表現力、思考力、構成力、創造力等について試験を行います。
適性検査	職場への適応性を職務や対人関係に関連する性格の面から検査します。
面接試験	個別面接により、主として人物について試験を行います。

4 試験の日時、場所及び合格者発表

日時等 試験	日 時 ・ 場 所	合格者発表
第 1 次 試 験	令和 8 年 9 月 27 日（日） ○受付時間 午前 9 時 30 分～午前 9 時 45 分 ○実施時間 午前 10 時 00 分～午前 11 時 40 分頃 ○場 所 さぬき市役所本庁の予定です。 〔さぬき市志度 5385 番地 8〕 ※受験票送付時に通知します。	令和 8 年 10 月下旬ごろ、さぬき市役所及び寒川庁舎の掲示板並びにさぬき市のホームページに受験番号により掲示するほか、合格者に郵便で通知します。
第 2 次 試 験	第 1 次試験合格者に対して通知します。	さぬき市役所及び寒川庁舎の掲示板並びにさぬき市のホームページに受験番号により掲示するほか、合格者に郵便で通知します。

5 合格から正式採用まで

- (1) 第 2 次試験の合格者（最終合格者）は、令和 9 年 4 月 1 日に採用する予定です。
- (2) 最終合格者のほかに補欠合格者を決定する場合があります。補欠合格者は、補欠合格者名簿（令和 9 年 3 月 31 日まで有効）に登録され、欠員等が生じた場合に成績順に採用を決定します。採用は、令和 9 年 4 月 1 日の予定ですが、令和 9 年 4 月 2 日以降になる場合があります。
- (3) 令和 9 年 3 月 31 日までに受験資格となる高校等を卒業見込みの人がその日までに卒業できなかった場合は、この試験に合格しても採用される資格を失うものとします。
- (4) 地方公務員法第 22 条の規定により、採用の日から原則として 6 か月までの期間は条件付採用期間とし、その間の勤務成績が良好な場合は、正式採用となります。
- (5) 学歴詐称など申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合には、採用される資格を失い、又は採用を取り消すものとします。
- (6) 令和 8 年 12 月 25 日に施行される「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下、「こども性暴力防止法」という。）」に基づき、施行後に採用される人で「こどもに接する業務」に従事する場合は、特定性犯罪※の前科の有無を確認するための性犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させない等の措置を講じる必要があるため、この試験の最終合格者に対し、任命権者による採用手続等の過程において、誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認することがあります。この結果、特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合は、採用されないことがありますので、あらかじめ御了承ください。（「特定性犯罪」及び「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第 2 条第 7 項及び第 8 項を参照してください。）

6 給与及び勤務時間等

- (1) 現在の規則で定められている初任給は、次のとおりです。また、学歴、職歴等によって調整する場合があります。

試 験 区 分	学歴区分	初 任 給
事務：高校卒 障がい者対象	高 校 卒	206,700 円

- (2) このほか、期末・勤勉手当及び支給要件該当者には、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。
- (3) 通常の勤務時間は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（1 日 7 時間 45 分勤務、週休 2 日制）です。
- ただし、勤務する部門や職種によっては、変則勤務となる場合があります。

7 採用試験受験申込手続

(1) 募集要項及び受験申込書の請求

(7) 直接受け取る場合

次の配布場所でその旨申し出て受け取ってください。

◇さぬき市役所市民部市民課（1 階）又は総務部秘書広報課（3 階）

※平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。

◇さぬき市寒川庁舎総合支所及び津田・大川・長尾の各出張所の窓口

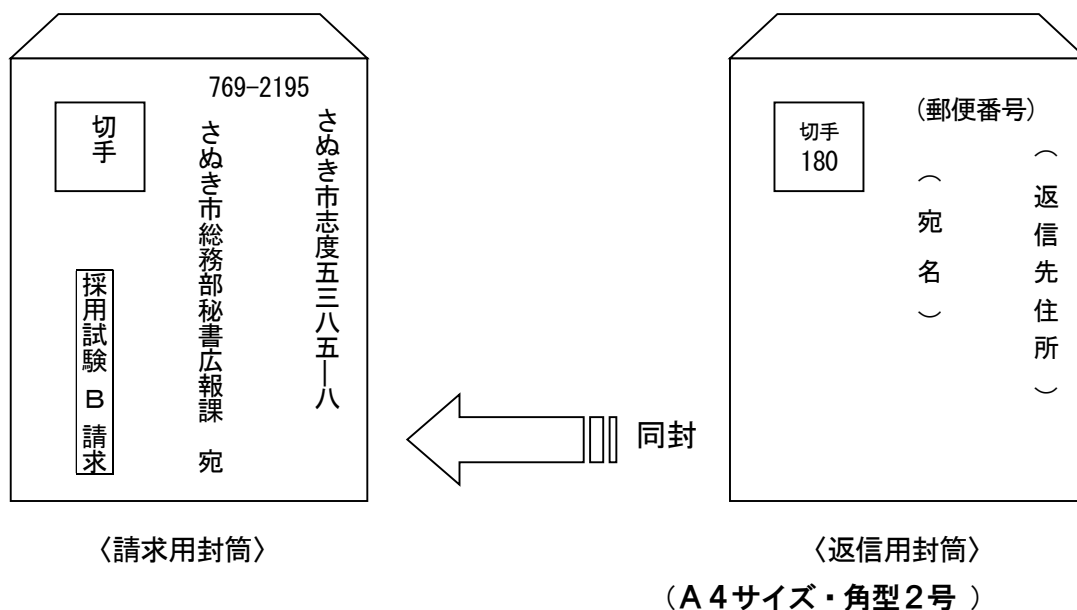
※津田・大川・長尾の各出張所の開庁日は、月曜日・水曜日・金曜日です。

※開庁時間は、それぞれ午前 8 時 30 分から午後 5 時までです。

(4) 郵便で請求する場合

封筒の表に「採用試験 B 請求」と朱書きし、宛先を明記した返信用封筒（A4 サイズ・角型 2 号）を必ず同封して、さぬき市役所総務部秘書広報課に請求してください。

≪返信用封筒には、切手 180 円分（速達の場合は 480 円分）を貼ってください。≫



(ウ) ホームページからダウンロードする場合

募集要項及び受験申込書は、ホームページからダウンロードできます。

それぞれのファイルを A4 サイズの用紙（受験申込書は必ず白色の用紙）に印刷してください。

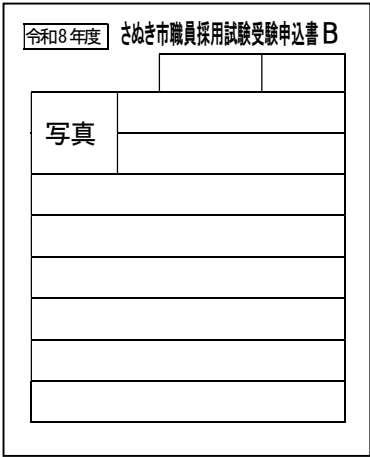
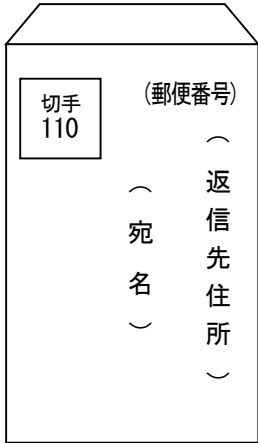
◇ホームページアドレス：<http://www.city.sanuki.kagawa.jp/>

◇トップページにある『キーワードから探す』に『正規職員』と入力してアクセスしてください。

※電話及び電子メールによる募集要項及び受験申込書の請求は、一切受け付けません。

(2) 受験申込み等

(ア) 提出書類（受験申込書、返信用封筒及び受験資格に掲げる手帳等の写し）

受験申込書	所定の申込書に必要な事項を記入し、<u>最近 6 か月以内に撮影した写真</u>（上半身・脱帽・正面向き・縦 4.5cm・横 3.5cm）を 1 枚貼付してください。	 ※記入要領をよく読んで正しく記入してください。
返信用封筒	受験申込書と併せて、宛先を明記した<u>返信用封筒</u> <u>《長 3 サイズ (120mm×235mm)》</u> を提出してください。 返信用封筒には<u>切手 110 円分</u>を貼ってください。	 ※封筒の大きさをよく注意ください。
確認書類	受験資格に掲げる手帳等の写し	本人氏名、交付日、障害の内容、種別・等級が確認できるようにしてください。

※ 第 1 次試験合格者は、後日、指定する日までに、最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書を提出していただく場合があります。

(イ) 受付期間及び時間

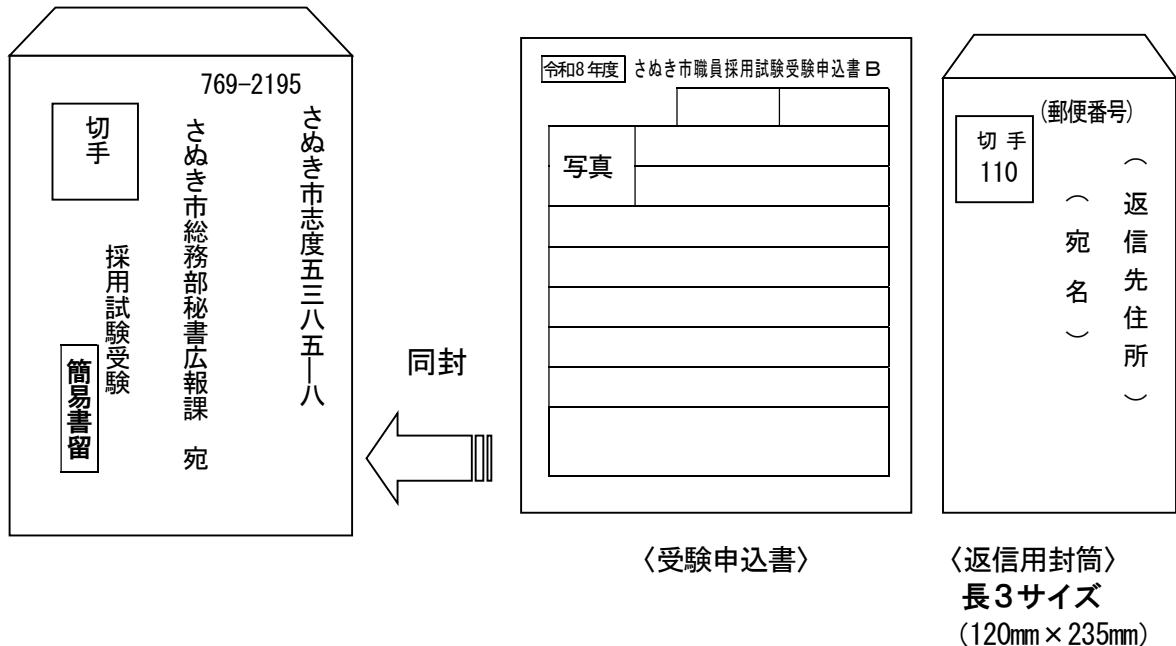
令和 8 年 8 月 17 日（月）から令和 8 年 9 月 4 日（金）までの土曜日・日曜日・祝日を除く平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで受け付けます。

この期間を過ぎた場合は、どのような理由があっても受け付けませんのでご注意ください。

〔郵送により提出する場合〕

郵送により提出する場合は、必ず「簡易書留」としてください。

受付期間を過ぎて到着した申込書は、「簡易書留」で令和8年9月4日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。申込封筒の表に「採用試験受験」と朱書きし、返信用封筒（前記(ア)参照）を同封してください。



(ウ) 受付場所又は郵送先

さぬき市役所（3階）総務部秘書広報課

〒769-2195 さぬき市志度 5385 番地 8 電話 087-894-6372

※ 総合支所や出張所等では受け付けませんので、ご注意ください。

※ 提出された書類は、合格、不合格にかかわらず返却しません。また、受験申込書及び提出書類に記載されている個人情報は、この採用試験及び採用手続以外の目的に利用することはありません。

ただし、申込書内の「氏名・住所・生年月日・電話番号の提供について」の欄に署名をした場合は、さぬき市が会計年度任用職員を募集する際に、申込書に記入した氏名・住所・生年月日・電話番号の情報を、秘書広報課が関係部署に提供することがあります。

(3) 受験票の送付（郵送により提出したとき）

受験票は、受付後、返信用封筒でお送りします。**9月14日（月）までに到着しないときは、さぬき市役所総務部秘書広報課（087-897-6372）へ必ずお問合せください。**

〔インターネットにより提出する場合〕

★インターネットからでも申込ができます

◇ホームページ (<http://www.city.sanuki.kagawa.jp/>)

トップページにある『キーワードから探す』に『正規職員』と入力してアクセスしてください。

詳しくは、そちらをご覧ください。

◇**令和8年8月17日（月）から令和8年9月4日（金）午後5時15分までに到達したものを**受け付けます。

8 試験成績通知書の請求

第1次試験又は第2次試験の不合格者に対しては、受験者本人の請求により、試験成績をお知らせします。

(1) お知らせする試験成績の内容等

対 象 者	試験成績の内容	お知らせする時期及び方法
第1次試験の不合格者	第1次試験の得点及び順位	第1次試験の合格者発表の日以後又は請求があった日以後、郵送します。
第2次試験の不合格者	第2次試験の順位	第2次試験の合格者発表の日以後又は請求があった日以後、郵送します。

※ 第1次試験の合格者及び第2次試験の合格者（補欠合格者を含む。）については、それぞれ合格した試験の試験成績はお知らせしません。

(2) 請求方法

試験成績通知書の返信用封筒（長3サイズ）に宛先を記入し、試験成績通知書の「請求ラベル」（受験票の右下に印刷してあります。）を貼り付け、110円分の切手を貼って提出してください。

(ア) 第1次試験の当日に提出する場合

提出する返信用封筒を第1次試験の試験場所へ持参してください。

第1次試験終了後、それぞれの試験室において回収しますので、係員の指示に従って提出してください。

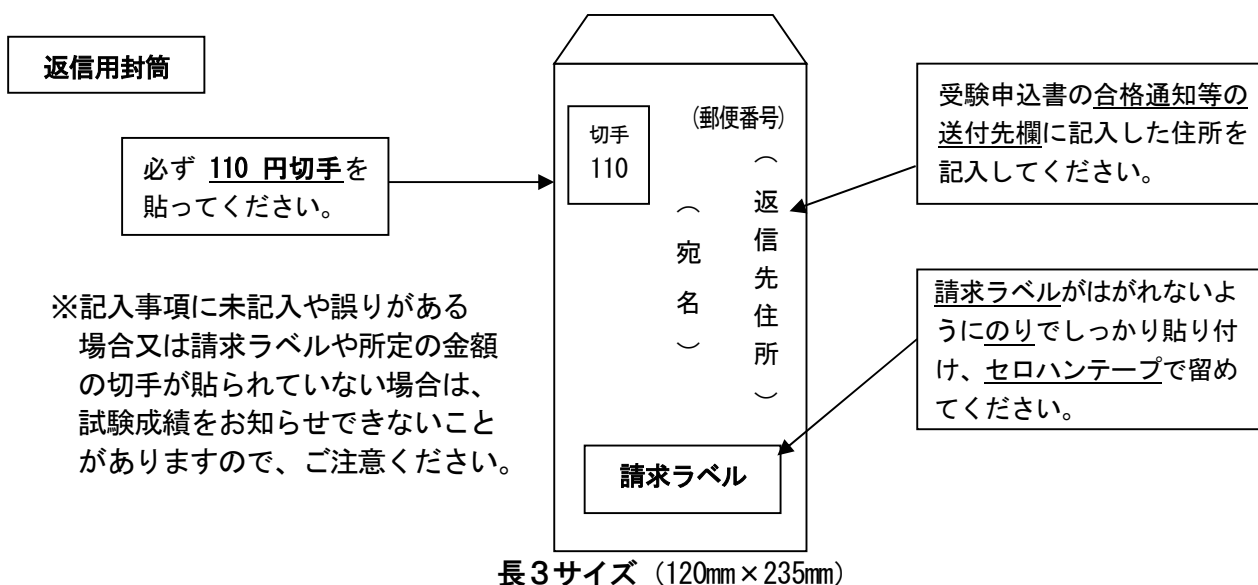
(イ) 合格者発表後に提出する場合

受験者本人が、さぬき市役所（3階）総務部秘書広報課へ返信用封筒を持参してください。この場合、受験票と本人であることを確認できる書類（免許証、旅券等）を提示してください。

受付時間及び期間は、次のとおりです。

◇受付時間：平日の午前8時30から午後5時15分まで

◇受付期間：第1次試験の不合格者は、第1次試験の合格者発表の日から1か月間
第2次試験の不合格者は、第2次試験の合格者発表の日から1か月間



9 第1次試験日当日の注意事項

(1) 持ち物

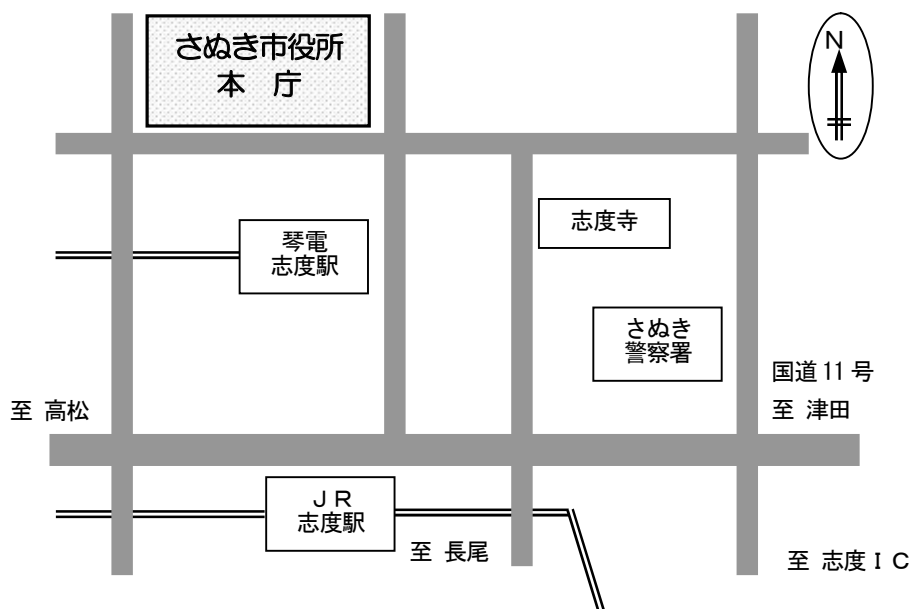
- ・ **受験票**（紛失した場合は、受付でその旨を申し出てください。）
- ・ **H Bの鉛筆**（第1次試験の択一式試験の採点は、コンピュータで行います。）
- ・ よく消える**消しゴム**
- ・ **腕時計等**
（試験会場内には、時計はありません。また、携帯電話等を時計として使用することはできません。）
- ・ **ルーペ、補聴器等の受験時の合理的配慮の対象として必要な器具**

- (2) 試験会場内では、必ず携帯電話等の電源を切ってください。マナーモードも不可とします。
- (3) 試験当日に車いすの使用による受験等を希望する場合は、**必ず受験申込時に申し出てください（087-894-6372）**。なお、受験申込時までに申し出がない場合は、対応できないことがありますので、ご了承ください。
- (4) 受付時間に遅刻した場合は、受験できません。
- (5) 受験のために要する交通費等の経費は、すべて自己負担となります。
- (6) 台風等のために、やむを得ず日程を変更しなければならなくなった場合には、さぬき市のホームページでお知らせする予定です。

(7) 試験場所案内

JR 志度駅から約 500m

【試験場所】



10 問合せ先

さぬき市役所（3階）

総務部秘書広報課

電話：087-894-6372（直通）

〒769-2195 さぬき市志度 5385 番地 8

